

そのほかの終活支援事業のご案内

終活相談

終活相談（葬儀・納骨・相続など）を市職員がお受けします。希望に応じ、司法書士をご紹介します。

～ 相談例 ～

- ・これから終活を始めたい
- ・一人暮らしで将来が心配
- ・エンディングノートの書き方を教えてほしい
- ・自分の財産の行き先が心配

◆ 詳細 ◆

- ・事前予約制 ☎ 046-260-5622
- ・受付時間：平日の8時30分～17時15分まで
- ・相談場所：保健福祉センター4階の窓口
- ・相談窓口は何度でも、ご利用可能です。

葬儀の生前準備

市内の「協力葬祭事業者」を紹介し、生前に準備できるように支援します。希望に応じて、合祀や散骨などに対応できる事業者の情報を提供します。※契約にかかる費用は自己負担です。

出張講座

終活入門、エンディングノートの書き方などについての出張講座を無料で実施しています。市内在住者で10名以上のグループが対象です。

<過去実績>

シニアクラブ、自治会、地区社協（サロン）など

終活登録事業Q & A

Q：緊急連絡先だけでも、登録できますか？

A：可能です。終活の最初の一步として、ぜひご登録ください。

Q：64歳ですが、登録できますか？

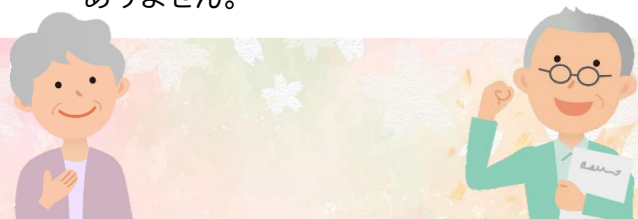
A：原則65歳以上です。終活の相談は、どなたでもできますので、お気軽にご相談ください。

Q：市外に引っ越しをしたらどうなりますか？

A：市に登録した内容は、無効となります。葬儀生前契約など民間事業者との契約は継続されますが、民間事業者へ市外に引っ越したことをご連絡ください。

Q：費用は補助してくれますか？

A：この事業は、補助金などを支給するものではありません。



問合せ・相談先

大和市役所 人生100年推進課
おひとりさま施策推進係

保健福祉センター 4階
大和市鶴間1丁目31番7号

電話：046-260-5622 FAX：046-260-1156



おひとりさま支援
ホームページ

終活登録事業 「ツナグ」のご案内



万が一 の時にそなえて

終活情報を **登録** しませんか？

大和市では、あなたが病気や事故で意思表示ができなくなったときやお亡くなりになったときに、緊急連絡先やエンディングノートの保管場所など、市に登録した情報を、医療機関や本人が指定した親族・友人などからの照会に応じて、お伝えします。

あなたの伝えたい大切な思いを、市がつなぎます。

こんなお悩みや不安を
お持ちの方におすすめ

- ・ 子どもや親族が遠方にいる
- ・ 残される人に、負担をかけたくない
- ・ もしもの時に、自分の希望を伝えたい
- ・ 終活の最初の一步をスタートさせたい
- ・ 終活準備をしたけど、託したい人に
伝わるか不安
- ・ 登録することで、安心したい

登録方法

- 【対象者】 市内在住の65歳以上のお一人暮らし
または 夫婦など二人暮らしの方
※別居家族の有無、収入・資産は関係ありません。
※65歳未満の方で、重大な疾病をお持ちの方も可。
- 【費用】 無料
- 【方法】 保健福祉センター4階の窓口で相談し、
申込書を提出。
※窓口は事前予約制ですので、まずはお電話を。
☎046-260-5622

登録して安心・よかった！

ケース1

一人暮らし。親族は県外在住で連絡先は携帯の中。自分に何かあった時に、連絡してもらえるか不安…。

緊急搬送され、医療機関が登録カードを発見し、市に照会。市は登録されている緊急連絡先の親族情報を回答。

ケース2

頼れる親族がいないので、司法書士に葬儀や部屋の退去など、死後の手続きを託した。ただ、自分が亡くなったことが、依頼先の司法書士に伝わるか心配…。

自宅で亡くなり、警察から市に連絡が入る。登録されている司法書士に市から連絡。

終活登録事業の流れ



① まずはご相談・登録申込みを。

保健福祉センター4階の窓口で承っています。
持ち物は、不要です。

《登録内容》

※いずれか1つのみの登録も可能です。

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 緊急連絡先 | ② 葬儀等生前契約情報 |
| ③ お墓の場所 | ④ 遺言書の保管場所 |
| ⑤ エンディングノートの保管場所 | |

② 登録カード・シールを発行。

登録後、自宅掲示用と携帯用の登録カードをお渡しします。登録シールは希望者のみ、発行します。

③④ 万が一の時に、医療機関や登録者が指定した方からの照会に応じ、登録情報を開示。

登録者が、病気や事故で意思表示ができなくなったときやお亡くなりになったときに、医療機関や消防、警察、登録者が指定した親族や友人からの照会に応じ、登録情報を伝えます。

◆ 葬儀等生前契約情報を登録した場合

- ・ 月に1度、電話やメールで安否確認を行います。(希望者のみ)
 - ・ 市が登録者の死亡事実を把握した場合は、指定された親族や友人へ、死亡事実などを連絡します。
- ※市は、葬儀や納骨の生前準備のサポートをしています。契約にかかる費用は自己負担です。